

障がい者（児）日常生活用具一覧表

区分	種 目	単価等	支 給 対 象 者		耐用年数
			身体障がい者	障がい児 知的障がい者	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000	下肢又は体幹機能障害 2級以上の者	/	8年
			寝たきりの状態にある難病患者等		
	特殊マット	19,600	下肢又は体幹機能障害 1級の者（常時介護を要するものに限る。）	療育手帳の交付を受けており、障がいの程度が重度又は最重度で、原則3歳以上の者及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、身体上の障がい（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級である、原則3歳以上の者	5年
			寝たきりの状態にある難病患者等		
	特殊尿器	67,000	下肢又は体幹機能障害 1級の者（常時介護を要するものに限る。）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、身体上の障がい（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級であり、常時介護を要する学齢児以上の者	5年
			自力で排尿できない難病患者等		
	入浴担架	82,400	下肢又は体幹機能障害 2級以上の者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要するものに限る。）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、身体上の障がい（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級であり、入浴に介護を要する、原則3歳以上の者	5年
			寝たきりの状態にある難病患者等		
	体位変換器	15,000	下肢又は体幹機能障害 2級以上の者（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、身体上の障がい（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級であり、下着の交換等に家族等他人の介助を要する、原則学齢児以上の者	5年
寝たきりの状態にある難病患者等					
移動用リフト	159,000	下肢又は体幹機能障害 2級以上の者	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、身体上の障がい（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級である、原則3歳以上の者	4年	
		下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等			
訓練椅子 (障がい児のみ)	33,100	/	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、身体上の障がい（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級である、原則3歳以上の者	5年	

	訓練用ベッド (障がい児のみ)	159,200		身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、身体上の障がい（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級である、原則として学齢児以上の者	8年
			下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等		
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000	下肢又は体幹機能に障がいを有する者であって、入浴に介助を必要とする者	下肢又は体幹機能に障がいを有する児童であって、入浴に介助を要する、原則3歳以上の者	8年
			入浴に介助を要する難病患者等		
	便器	4,450	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、身体上の障がい（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級である、原則学齢児以上の者	8年
			常時介護を要する難病患者等		
	頭部保護帽	12,160	平衡機能障害3級以上又は下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者	療育手帳の交付を受けており、障がいの程度が重度又は最重度で、てんかん発作等により頻繁に転倒する者	3年
	T字状・棒状のつえ	木製 2,200	平衡機能障害、下肢又は体幹機能障害を有する者で、必要と認められる者	平衡機能障害、下肢又は体幹機能障害を有する者で、必要と認められる児童	3年
		軽金属性 3,000 (加算) 夜光材付 410 全面夜光材付 1,200 外装に白・黄色 ラッカーを使用 260			
	移動・移乗支援用具	60,000	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、身体上の障がい（平衡機能障害又は下肢若しくは体幹機能障害に限る。）を有し、家庭内の移動において介助を要する、原則3歳以上の者	8年
下肢が不自由な難病患者等					
特殊便器	151,200	上肢障害2級以上の者	療育手帳の交付を受けており、障がいの程度が重度又は最重度の者及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、身体上の障がい（上肢障害に限る。）の程度が1級又は2級である者であって、原則学齢児以上の者	8年	
		上肢機能に障がいのある難病患者等			

	火災警報器	15,500	障害等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準じる世帯）	療育手帳の交付を受けており、障がいの程度が重度又は最重度である者及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、身体上の障がいの程度が1級又は2級である者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（当該者の世帯が、単身世帯及びこれに準じる世帯である場合に限る。）	8年
	自動消火器	28,700	障害等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準じる世帯）	療育手帳の交付を受けており、障がいの程度が重度又は最重度である者及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、身体上の障がいの程度が1級又は2級である者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準じる世帯である場合に限る。）	8年
			火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯		
	電磁調理器	41,000	視覚障害2級以上（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準じる世帯）	療育手帳の交付を受けており、障がいの程度が重度又は最重度である18歳以上の者	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	視覚障害2級以上の者	視覚障害2級以上であって、原則学齢児以上の者	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400	聴覚障害2級（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準じる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯）		10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500	じん臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	じん臓機能障害による身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法が必要である、原則3歳以上の者	5年
	ネブライザー（吸入器）	36,000	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められる者	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、身体上の障がい（呼吸器機能障害に限る。）の程度が3級以上である者、又は同程度の身体障がい児であって、必要と認められる、原則学齢児以上の者	5年
			呼吸器機能に障がいのある難病患者等		

	電気式たん吸引器	56,400	呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められる者	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、身体上の障がい（呼吸器機能障害に限る。）の程度が3級以上である者、又は同程度の身体障がい児であって、必要と認められる、原則学齢児以上の者	5年
			呼吸器機能に障がいのある難病患者等		
	酸素ボンベ運搬車	17,000	医療保険における在宅酸素療法を行う者		10年
	視覚障害者用体温計（音声式）	9,000	視覚障害2級以上（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準じる世帯）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、身体上の障がい（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級である、原則学齢以上の者（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準じる世帯に限る。）	5年
	視覚障害者用体重計	18,000	視覚障害2級以上（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準じる世帯）（一世帯につき1台のみとする。）		5年
	音声式血圧計	15,000	視覚障害2級以上であって、日常的に血圧を測定する必要がある18歳以上の者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準じる世帯で、一世帯につき1台のみとする。）		5年
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	157,500	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等		5年	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800	音声若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がいをも有する者	音声機能若しくは言語機能障がい児又は肢体不自由児であって、発声・発語に著しい障がいをも有する、原則学齢以上の者	5年
	情報・通信支援用具	100,000	視覚障害1級又は2級若しくは上肢不自由1級又は2級で、情報機器の使用により社会参加が見込まれる者	視覚障害1級又は2級若しくは上肢不自由1級又は2級で、情報機器の使用により社会参加が見込まれる者	6年
	点字ディスプレイ	383,500	視覚障害2級以上の者		6年

点字器	標準型 A 真鍮板製 10,400 標準型 B プラスチック製 6,600 携帯用 A アルミニウム製 7,200 携帯用 B プラスチック製 1,650	視覚障がい者	視覚障がい児	標準型 7年 携帯用 5年
点字タイプライター	63,100	視覚障害2級以上(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、身体上の障がい(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級であり、原則として就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000	視覚障害2級以上の者	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、身体上の障がい(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級である、原則学齢児以上の者	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800	視覚障害2級以上の者	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、身体上の障がい(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級である、原則学齢児以上の者	6年
視覚障害者用拡大読書器	198,000	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	視覚障がい児であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので、原則として学齢児以上の者	8年
視覚障害者用時計	音声式 13,300 触読式 10,300	視覚障害2級以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。		10年
視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	1,030,000	視覚障がい者	視覚障がい児であって、原則として学齢児以上の者	—
点字図書	点字図書価格より一般図書価格相当額を除いた額	主として、点字により情報を入手している視覚障がい者	主として、点字により情報を入手している視覚障がい児	年間6タイトル又は24巻

聴覚障害者用 通信装置	71,000	聴覚障がい者又は発 生・発語に著しい障が いを有する者であつて、コ ミュニケーション、緊急 連絡等の手段として必 要と認められる者	聴覚障がい児又は発生・発語に 著しい障がいを有する児童であ つて、コミュニケーション、緊急 連絡等の手段として必要と認め られる、原則学齢以上の者	5年
聴覚障害者用 情報受信装置	88,900	聴覚障がい者であつ て、本装置によりテレビ の視聴が可能になる者	聴覚障がい児であつて、本装置 によりテレビの視聴が可能になる 児童	6年
人工内耳体外機	300,000	聴覚障がい者で、人工 内耳を装用し5年が経 過しているもののうち、 損害保険に加入してい るもの（損害保険及び医 療保険の適用を受けら れないものに限る。）	身体障害者手帳の交付を受け た聴覚障がい児で、人工内耳を装 用し5年が経過しているもの のうち、損害保険に加入しているも の（損害保険及び医療保険の適用 を受けられないものに限る。）	5年
人工内耳用電池	2,000/月	聴覚障がい者で、人工 内耳を装用している者	身体障害者手帳の交付を受け た聴覚障がい児で、人工内耳を装 用している者	—
人工喉頭	笛式 5,000 電動式 70,100	喉頭摘出者又は電動 喉頭の対象者は、職業上 又は学校教育上、真に必 要と判断される者	喉頭摘出者又は電動喉頭の対象 者は、職業上又は学校教育上、真 に必要と判断される者	笛式 4年 電動式 5年
埋込型用人工鼻 (本体部分)	51,840	喉頭摘出者で、常時埋 込型の人工喉頭を使用 する者	喉頭摘出者で、常時埋込型の人 工喉頭を使用する児童	1年
埋込型用人工鼻(消耗部分) (HME フィル ター(カセッ ト))、フィル ター(カセッ ト)を気管孔 に取り付ける もの、気管孔 への水の浸入 を防ぐ器具及 び気管孔装着 用アクセサリ ー(装着剤、剥 離剤)	23,100/月	喉頭摘出者で、音声機 能障害を有する者	喉頭摘出者で、音声機能障害を 有する児童	—

<p>排泄管理支援用具</p>	<p>ストマ用装具 紙おむつ 収尿器</p>	<p>ストマ用装具 直腸用 8,858/月 膀胱用 11,639/月 紙おむつ 12,000/月 収尿器 男性用 A 7,700 男性用 B 5,700 女性用 A 8,500 女性用 B 5,900 ※A (耐久性ゴム製) ※B (ポリエチレン製)</p>	<p>ストマ用装具 ぼうこう直腸機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた者で、腸管の切除又は膀胱の切除によって肛門から排便又は膀胱からの排尿が困難となり、腹部に人工肛門又は人口膀胱を設けて排泄を行っている者等</p> <p>紙おむつ 先天的な脳性麻痺等の脳原生運動機能障害により、排尿・排便の意思表示が困難な3歳以上の者等</p> <p>収尿器 脊髄損傷等による排尿障害のある者</p>	<p>ストマ用装具 紙おむつ 最大6月分を一括交付</p> <p>収尿器 1年</p>				
<p>住宅改修費</p>	<p>居宅生活動作補助用具</p>	<p>200,000</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="614 562 911 1019"> <p>下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替をする場合は、上肢障害2級以上の者)</p> </td> <td data-bbox="916 562 1394 1019"> <p>下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の身体障がい児であって、障害等級3級以上の者(特殊便器への取替をする場合は、上肢障害2級以上の者)</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="614 1025 1394 1057"> <p>下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等</p> </td> </tr> </table>	<p>下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替をする場合は、上肢障害2級以上の者)</p>	<p>下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の身体障がい児であって、障害等級3級以上の者(特殊便器への取替をする場合は、上肢障害2級以上の者)</p>	<p>下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等</p>		<p>1回を限度とする</p>
<p>下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替をする場合は、上肢障害2級以上の者)</p>	<p>下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の身体障がい児であって、障害等級3級以上の者(特殊便器への取替をする場合は、上肢障害2級以上の者)</p>							
<p>下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等</p>								